

意見書案第 16 号

いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月22日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

熊谷 敦子

倉元 達朗

近藤 里美

落石 俊則

田中 丈太郎

いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を求める意見書

本年7月11日、安倍政権は、過去に3度、国民の強い反対によって廃案となった「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正組織犯罪処罰法」という。）を施行しました。

テロ等準備罪、いわゆる「共謀罪」は、テロ集団や暴力団などの「組織的犯罪集団」が関与し、かつ、犯罪の実行を2人以上で計画し、そのうちいずれかが現場の下見などの「準備行為」を行えば適用され、全員が処罰されますが、「組織的犯罪集団」及び「準備行為」の定義が極めて曖昧なため、罪刑法定主義に反するとともに、一般市民が処罰され社会が萎縮する懸念が拭えません。さらに、捜査当局による監視の拡大、公権力が国民のプライバシーに踏み入り内心の自由及び言論・表現の自由を侵すおそれが大きいこと等、様々な懸念や疑問が国会審議を通じて解消されていないことは、法成立後の各種世論調査の結果でも明らかです。

こうした重要な法律であるにもかかわらず、政府・与党は、国会審議において衆参両院の法務委員会の参考人出席を全会一致でその都度決定する長年の慣例を無視し、法務省刑事局長の常時出席を与党委員長の職権で多数決により決め、また、公聴会を1度も開かず、参院では委員会採決を省略する「中間報告」を行い、本会議採決を強行しました。このように、極めて強引な運営が繰り返されたことは、議会制民主主義に大きな汚点を残すものであり、法制定手続の正当性に重大な疑念が生じています。

「共謀罪」の対象犯罪は277に及び、犯罪実行後の処罰を原則としてきた日本の刑法体系を根本から変容させる法の施行は、断じて看過できません。国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者からも、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとの懸念が表明されているなど、今後、国際社会から批判を受ける可能性が高まることも否定できません。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」を即時廃止されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛て

議 長 名